

平成26年9月23日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
専務理事 大塚義孝 先生
一般社団法人 日本心理臨床学会
理事長 野島一彦 先生
一般社団法人 日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 先生
日本臨床心理士養成大学院協議会
会長 石川 啓 先生

京都府臨床心理士会
会長 大山 泰宏

「公認心理師法案」に関する4団体の話し合いを強く要望します

心理職の国家資格実現化に関しまして、年来の数々のご尽力に深く感謝申し上げます。

さて、今秋の臨時国会では「公認心理師法案」に関する審議が、いよいよ山場を迎えます。臨床心理士が、現在のように社会的にも認識され信頼される資格となったのは、これまで4団体が協力し、重要な提言や活動がなされてきたからこそと、心得ております。しかしながら、今回の公認心理師法案をめぐることは、きわめて重要な点である、今後の心理職のあり方・心理支援の位置づけ・他職種との関係について、4団体での話し合いや合意形成が十分になされないまま、事態が進行していると思われまます。臨床心理士のこれまでの実績や理念が活かされ、真に国民の福祉に益となる心理職の国家資格が実現するためには、今こそ4団体が十分に意見交換し議を尽くし、力を合わせる必要があります。

臨時国会が開会し公認心理師法案の審議が始まる経過の中、以下の2点に関して、早急に4団体での話し合いが行われることを、強く要望します。

- 1、法案への対応や方針
- 2-1、法案が成立した場合にはその後の施行までの道筋の方針
- 2-2、法案が成立しなかった場合にはその後の資格法制化をめぐる行動の方針

振り返ってみれば、今回の法案提出にいたる、2009年に始まった心理職資格法制化の流れの中で、4団体での話し合いの必要性や重要性は繰り返し語られてきました。この話し合いを求める声は、4団体の執行部の先生方のみならず、多くの臨床心理士・心理臨床学会会員の中から湧き上がってきておりましたが、残念ながらこれまで十分な形では実現しませんでした。これ以上、4団体が没交渉のままでは、私ども臨床心理士のために望ましい状況ではありません。臨床心理士の専門性の根幹である対話に立ち戻ってこそ、国民のメンタルヘルスを担う資格があるはずで。

上記1、2-1および2-2の諸点について、簡単に合意を見ることは困難かもしれませんが、この時期に臨床心理士の将来像について互いのビジョンを示し話し合うことは、今後の心理職資格法制化に臨床心理士の実績や理念を活かしていく上で重要であると考えます。

どうぞよろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

以上